六　広域活性化計画の作成に関する基本的事項

1　総論

広域活性化計画は、一に定める基本的方向及び二から五までに定める基本的事項を踏まえ、地域固有の課題に的確に対応し、都道府県の自主性の下、創意工夫を生かして作成することが必要であり、地域の実情を踏まえて適切に方針を定めるよう努めるとともに、広域的地域活性化のために必要となる具体的な事業又は事務を内容とするものとする。

また、広域活性化計画の策定・実施に当たっては、必要に応じ、都市再生整備計画、地域再生計画、構造改革特区、観光立国推進基本計画、総合特別区域等、他の地域づくりに関連する諸施策との密接な連携をとり、相互に補完しあって高い相乗効果が得られるよう配慮するものとする。

2　広域活性化計画の計画期間について

計画対象事業は、社会経済情勢の変化に的確に対応して、交付金を活用して集中的かつ総合的に実施されることにより、早期の効果発現が期待されるものであることから、おおむね3年から5年が適切である。なお、計画期間終了後も、その成果を踏まえつつ、より長期的な視点から、さらに本制度による地域の自立・活性化に向けた取組が必要と考えられる場合には、新しい計画を作成することも可能である。

3　広域活性化計画に基づく事業等の一体的推進

広域的地域活性化を図るため、地域の現状や地域づくりのニーズ等を客観的に把握し分析した上で、地域活性化を進めるために必要な事業等を広域活性化計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが重要であることから、都道府県は、広域活性化計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について計画に記載するよう努めるものとする。

⑴　客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

広域活性化計画の作成に当たり、都道府県は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民や企業のニーズ等を客観的に把握し分析することが必要である。また、このニーズ等に基づき地域活性化を効果的かつ効率的に推進するために、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが必要である。

⑵　多様な主体の参画及び各種事業等との連携・調整

広域活性化計画に記載した事業等が互いに連携して実施され、相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、広域活性化計画の作成から実施の段階に至るまで、関係市町村や民間事業者、関連事業の実施や、拠点施設の整備その他の広域活性化計画の実施に係る許認可等を担当する関係行政機関等との十分な連携・調整を図ることが地域活性化施策を円滑かつ効果的に推進する観点から重要である。

4　他の計画等との調整

広域活性化計画は、広域的なブロックの発展構想の実現に資するものとなるよう、広域地方計画（北海道にあっては北海道総合開発計画、沖縄県にあっては沖縄振興計画）において定められた方針、目標、施策に調和したものとするほか、他の法令に基づく地域振興に関する諸計画との調和を図ることも必要である。また、都道府県が行う、基幹的な社会資本整備の実施に関する計画であることにかんがみ、社会資本整備重点計画等の道路、河川、鉄道、港湾、空港等の各施設に関する計画と適合したものとする。

また、広域活性化計画は、都市における重要な機能を担う拠点施設の位置等を定めるものであり、その内容については、都市計画マスタープラン及び都市再開発方針等との調和を保つことにより、都市計画と相まって、地域の目指す都市の将来像を実現するように定められる必要がある。

七　その他広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項

一から六までに定めるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関連して、地域の自主性と創意工夫を生かしながら、地域におけるニーズに応じた事業又は事務を実施することにより、総合的に施策を展開することが必要である。

1　広域活性化計画の評価

広域活性化計画に基づいて行う事業等の客観性及び透明性を確保するため、広域活性化計画の実施による効果について適切な評価を実施するとともにその結果を公表し、交付金等の制度の効果的・効率的な活用を広く国民に明らかにし、また、分かりやすい方法で確認することができるようにすることが重要である。

まず、都道府県は作成した広域活性化計画をインターネットの利用、印刷物の配布等都道府県の定める方法で公表することとし、国においても提出された計画をまとめて公表する。

さらに、計画期間が終了した時点で、都道府県において、広域活性化計画の実施による効果を評価し、その結果を公表することが望まれ、その際には併せて国においても公表する。

2　都道府県における体制整備

都道府県は、広域的地域活性化の重要性にかんがみ、広域活性化計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施し、取組の効果が広く及ぶよう、同計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、様々な関係者が情報交換を行い、連携を図ることが必要である。例えば、企業立地を促進するための施策を実施する場合や自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく自然公園区域内において事業を実施する場合には、あらかじめ関係担当部局との調整を図るなど、都道府県内や国、市町村の行政担当部局との間で連携を図る必要がある。また、都道府県内や国、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。

○国土交通省告示第千二百三十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までの規定中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省告示第千二百四十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針（平成十七年国土交通省告示第七百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

第五中「地域の実情を踏まえた適切な目標設定を行う」を「地域における住宅に対する多様な需要に対応するために必要となる具体的な事業又は事務を内容とする」に、「目標を達成するために必要となる具体的な事業又は事務を内容とする」を「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する方針を定めるよう努める」に、「地域住宅計画の目標の達成状況」を「当該事業又は事務の実施による効果」に改め、「公表する」の下に「よう努める」を加える。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。